		15 ft o -1 - f	11- hh
		施策の方向	施策
			1) 労働相談 7) 起業創業支援事業
			2) 労働相談・紛争解決(あっせん) 8) 総合労働相談
		①勤務経営に関する	3) 労働相談 9) 中小企業支援利子補給事業
	(2)勤務・経営		4)情報提供(再掲) 10)労働基準法・労働安全衛生法・
	問題に		5)企業向け出張健康相談・健康教育 労災保険法等に関する相談
	関する取組		6) 民事法律扶助(再掲) 11) 労働基準法等申告
		②自殺リスクの低減に向けた連携の強化	1) 働き盛り世代の健康づくりを支援する地域の関係機関との連携(再掲)
		1(3)健康終史に貧する収組(/)推進	1)健康経営包括的連携に関する協定 3)事業所支援
			2) 企業向け出張健康相談・健康教育(再掲) 4) 職場における健康確保対策の推進
		①包括的な支援のための連携の推進	1)地域包括支援センターの運営
		②地域における要介護者に対する支援	1)適切な介護サービス等の利用支援
			1) 在宅高齢者の相談支援体制の充実
	(3)高齢者への	③生活不安や健康不安に対する支援	2) 高齢者やその家族の悩み事等に関する総合相談
	取組	③ 土活个女や健康个女に刈り る文版	3)生活不安の解消に向けた事業
			4) 認知症サポーター養成講座
		④社会参加の強化と孤独・孤立の予防	1) 高齢者学級開設事業 3) 高齢者が交流できる機会の提供(再掲)
		(世代大学加の)現1(C)M法・1M立の 1/例	2)高齢者の居場所づくり(再掲) 4)認知症カフェ
			1)「いじめ相談ホットライン」の運営 5)リーフレットの配布・配架
重		①子ども・若者向けの相談支援を更に推進	2) タブレット端末等を用いた相談の実施 6) 子どもの成長を支える講座
一点			3) 面接による相談(教育相談推進事業) 7) 特別支援教育推進事業
重点施策			4) 電話相談「やまびこ電話」(教育相談推進事業)
束		②児童生徒のSOSの出し方教育の推進	1) SOSの出し方等に関する教育の実施
			1)子どもの学習支援事業 5)子どもの居場所づくりコーディネート事業
	(4)子ども・	③子ども・若者の健全育成に資する 各種取組を推進	2)「チーム学校」実現事業 6)人権に関する指導
	若者への取組		3) 青少年教育推進事業 7) 性に関する指導
			4) 自信がもてる子育て講座 8) 補導活動等(青少年教育センター事業)
		④子育てをしている保護者への 支援の強化	1)子育て世帯が集う機会の提供(再掲) 7)家庭児童相談事業
			2) 一体的相談支援の実施 8) 児童虐待防止対策事業
			3) ファミリー・サポート・センター事業 9) 障がい児に向けた福祉サービスの実施
			4) 児童発達支援センターの運営 10) 養育支援訪問(再掲)
			5)子育て短期支援事業 11)伴走型相談支援及び出産・子
			6) 母子生活支援施設入所に関する支援 育て応援給付金事業(再掲)
			1) 一体的相談支援の実施(再掲) 5) 産婦健康診査
			2) 乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業) 6) 不妊・不育症治療費助成事業
	(5)女性への 取組		3) 母子健康手帳の交付 7) 伴走型相談支援及び出産・子
			4) 妊婦健康診査 育て応援給付金事業(再掲)
		②コロナ禍で顕在化した理題を踏まえた力性支援	1)母子家庭等自立支援事業(再掲)
			2) 相談事業及びマザーズコーナー
		②国難か問題を切うる カ性 Δ の 支援	1)困難な問題を抱える女性支援推進等事業
			2) 母子生活支援施設入所に関する支援 (再掲)

第5章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制

行政が主体となり、保健、医療、福祉、労働、教育、法律その他の自殺対策に関係する団体や企業、市民と連携・協働しながら、自殺対策を推進します。

2 計画の進行管理

本計画は、毎年度PDCAサイクルを用いた進行管理を行い、常に実効性のある施策が実施できるように努めます。また、必要に応じて計画自体の見直しを行うこともあります。

こころの悩みに関する相談機関一覧 ⇒



発行: 令和6年3月 沼津市市民福祉部健康づくり課

第2次いのち支える沼津市自殺対策行動計画 - 概要版

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

平成18年に自殺対策基本法が成立し、個人の問題であった「自殺」は社会の問題として認識されるようになりました。また、平成28年に自殺対策基本法が改正され、全ての市町村において自殺対策計画の策定が義務づけられたことから、本市においても平成30年度に「(第1次) いのち支える沼津市自殺対策行動計画」を策定しました。

第1次計画での取組の成果と課題、令和4年に改定された新たな「自殺総合対策大綱」 や市民意識調査の結果等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症のような非常事態による 影響も考慮しながら、「誰も自殺に追い込まれることのないまち ぬまづ」の実現を目 指し、市全体で自殺対策を推進していくため、第2次計画を策定します。



いのち支える

2 計画の期間・位置づけ

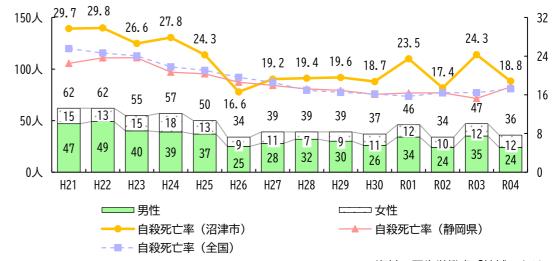
本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項により市町村に策定が義務づけられている「市町村自殺対策計画」であるとともに、本市の最上位計画である「第5次沼津市総合計画」のまちづくりの柱の一つである"笑顔があふれ健康で心豊かに暮らせるまち(健康・福祉)"の一部を構成する計画です。

第2章 沼津市の現状と課題

1 現状

【性別自殺者数·自殺死亡率】



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

※自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺者数のことです。

本市の自殺死亡率は国や静岡県よりも高い数値で推移しています。統計資料と市民意識調査から、働き盛り世代や高齢者の自殺が多く、「健康問題」「家庭問題」「勤務問題」「経済・生活問題」が自殺やストレスの原因となっていることがわかります。また、全国的に未成年や女性の自殺者数の増加が問題となっています。

2 課題

- (1)複雑・多様化する悩みに対応した相談体制が必要
- (2) 自殺対策に係る人材 (ゲートキーパー) を増やし、市民一人ひとりの気付きと見守りを促すことが必要
- (3) 自殺対策の重点対象となっている生活困窮者、勤務・経営、高齢者への取組の更なる強化に加え、 子ども・若者及び女性への取組も必要

第3章 計画の基本的な考え方

1 自殺対策行動計画の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのないまち ぬまづ

2 自殺対策行動計画の基本認識

- (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- (2)年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- (4) 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

3 自殺対策行動計画の基本方針

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

4 自殺対策行動計画の目標

	第1次計画		第2次計画	
	実績値 (平成29年)	計画目標値 (令和5年)	現状 (令和4年)	計画目標値 (令和10年)
自殺死亡率	19.6	16.4以下	18.8	13.7以下
自殺者数	39人	33人以下	36人	24人以下*

*第2次計画の自殺者数は令和10年の推計人口から算出しました。

5 自殺対策行動計画の施策体系

基本理念 誰も自殺に追い込まれることのないまち ぬまづ				
1 基本施策	全国の自治体で実施される共通した取組 (1)地域におけるネットワークの強化 (2)自殺対策を支える人材の育成 (3)市民への啓発と周知 (4)生きることの促進要因への支援			
2 生きる支援	行政及び民間団体等が実施する生きることを支援する取組 (1)家庭生活における問題に関する支援 (2)心身の健康問題に関する支援 (3)生きることの包括的な支援			
3 重点施策	国から示された沼津市における優先的な課題(ハイリスク群)や 現状から重きを置くべきと判断した取組 (1)生活困窮者への取組 (2)勤務・経営問題に関する取組 (3)高齢者への取組 (4)子ども・若者への取組 (5)女性への取組			

第4章 自殺対策のための施策

		施策の方向	施策
	(-) -	①地域におけるネットワークの強化	1) 自殺対策に関する連絡会の開催
	(1)地域に おける		1)専門医や専門病院への紹介・連携
	ネット	②特定の問題に関する	2) 生活保護事業や生活困窮者自立支援事業との連携
	ワークの	連携・ネットワークの強化	3) 働き盛り世代の健康づくりを支援する地域の関係機関との連携
	強化		4) 高齢者の生活を支援する関係機関との連携
	支える人材	①様々な職種を対象とする研修	5) 保護を必要とする子どもや児童生徒・保護者を支援する事業との連携 1) 専門職に向けたゲートキーパー養成講座の開催
		②一般市民を対象とする研修	1) 一般市民に向けたゲートキーパー養成講座の開催
	の育成		1) 相談機関一覧の作成と周知 3) 図書館における啓発用ブースの設置
		①リーフレット等の作成と周知	2) 自殺対策強化月間等における啓発
基	(3)市民への 啓発と周知	②市民向けの講演会やイベント等の 開催	1) こころの健康づくりに関する講座の開催
基本施策			2) 自殺対策に関する講演会・イベント等の開催
策	Пленди		3)人権啓発業務
		③各種メディアを活用した啓発	1) 「広報ぬまづ」による情報発信 3) 報道機関を活用した情報発信
			2) SNS等を通じた情報発信 1) 子育て世帯が集う機会の提供 4) 介護者への支援
		①自殺リスクを抱える可能性のある人	
		への支援(居場所づくり活動を含む)	3) 高齢者の居場所づくり 6) 介護家族の会等への支援
	(4)生きること		1) メディカルソーシャルワーカーへのリーフレットの配布
	の促進要因	②自殺未遂者への支援	2)精神科救急医療体制の整備事業
	への支援		3) 自殺に関する相談等への対応
		③遺された人への支援	1) 自死遺族に向けた情報の周知
		④支援者への支援	1)ほっとライン3)ストレスチェック2)教職員への支援4)メンタルヘルス相談
		①生活の不安や困難を解消する	1) 市民ガイドブックの発行 3) ガイドブック (福祉サービスのしおり) の発行
		情報提供と啓発の促進	2) 消費生活相談、消費者啓発 4) 住まいの情報提供
			1) 市民相談窓口業務 6)後期高齢者医療制度に関する相談
	/1 \		2) 外国人相談業務 7) 生活安定事業
	(1)家庭生活に おける問題 に関する	②生活課題に関わる相談体制の充実	3) 納税相談 8) 介護保険に関する相談
			4)年金相談 9)市有財産貸付業務
	支援		5)国民健康保険に関する相談 10)生活安全相談 1)特別障害者手当等支給事業
生き		③自立を促すための給付	2) 自立支援介護・訓練等の給付
		④「生きることの促進要因」の増進	1)粗大ゴミの収集
る支援関連施策		母「主ごることの促進委囚」の指進	2)犯罪被害者支援
援		相談・文振体制と人材育成の允美 ②健康のための情報提供・相談休制の	1)健康相談・育児相談(窓口・電話) 4)若年がん患者等支援事業
連			2) 医療福祉相談 5) 伴走型相談支援及び出産・子 3) 健康づくり推進員育成事業 育て応援給付金事業
旋			3) 健康 フくり推進員目成争素 目 に心族和的立事系 1) 乳幼児健康診査 3) 早期介入健診・保健指導事業
來			2) 養育支援訪問
			導・がん検診等
		③障がいについての啓発と 障がいに関わる相談体制の充実	1)障がいに関する講座・講習の開催 4)障がい者虐待の対応
			2) 手話奉仕員養成事業 5) 障がい者相談員による相談
			3)障がい者差別解消の推進 1)民生委員児童委員への支援 4)青少年健全育成事業
	(3)生きること の包括的な	①生きることの包括的な支援	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	支援		3)権利擁護に関する取組 る団体への支援
	(1)生活困窮者 への取組	①生活困窮へ陥った人への 「生きることの包括的な支援」の強化	1) 生活保護法に基づく各種扶助 8) 一時生活支援事業
			2) 生活保護世帯への就労支援 9) 就労準備支援事業
重点施策			3)法外援護 10)児童扶養手当支給事業 11) ひとし親宗庭等医療费助は事業
			4) 中国残留邦人等生活支援事業 11) ひとり親家庭等医療費助成事業 5) 自立相談支援事業 12) 母子家庭等自立支援事業
			6)家計改善支援事業 13)情報提供
			7)住居確保給付金事業 14)民事法律扶助
			※5)~9)は生活困窮者自立支援制度に該当
		②支援につながっていない人を、	1) ホームレス(路上生活者等)に関する支援
		早期に支援へとつなぐための取組の推進	2) 滞納金徴収等の担当職員のゲートキーパー研修の受講を通じた支援へのつなぎの強化